

委員会提案

美濃加茂市議会
第3回定例会議案

令和5年9月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第62号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	1

議第62号

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月21日提出

議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 渡 辺 孝 男 様

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例
美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 <u>議員は、次項第1号又は第2号のいずれかの常任委員会の委員及び同項第3号の常任委員会の委員となるものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。<u>ただし、文教民生常任委員会及び企画建設常任委員会の所管は、予算決算常任委員会の所管する事項を除く。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 予算決算常任委員会 16人</u></p> <p><u>ア 予算に関する事項</u></p> <p><u>イ 決算に関する事項</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。<u>ただし、予算決算常任委員会の委</u></p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。</p>

員長は、副議長をもつて充てる。

3 (略)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

3 (略)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。



Walkable City
Minakama